

第51回衆議院議員総選挙  
第27回最高裁判所裁判官国民審査  
令和8年執行大阪府知事選挙

## 不在者投票事務要領

(不在者投票指定施設管理者の事務について)

### 不在者投票受付場所

高槻市総合センター13階

C1303会議室

〒569-8501

高槻市桃園町2番1号

Tel : 072-674-7677

Fax : 072-674-7678

メール : senkyo-82@city.takatsuki.osaka.jp

## 目 次

1 選挙期日等	1
2 選挙人名簿登録資格	1
3 施設において不在者投票ができる期間及び時間	1
4 投票用紙について	2
5 不在者投票事務の概略（参考）	3
6 不在者投票の具体的な事務	
（1）投票用紙等の請求（代理請求）	4
（2）投票用紙等の受取り	4
（3）投票立会人等の選任	5
（4）不在者投票の実施	5
（5）投票用紙等の送致	6
（6）不在者投票管理経費の請求	7
（7）その他投票に関すること	7
卷末	
（参考1）不在者投票外封筒確認票	
（参考2）不在者投票事務チェック表	
別冊	様式集

## 1 選挙期日等

選挙名	公(告)示日	選挙期日
大阪府知事選挙	令和8年1月22日(木)	令和8年2月8日(日)
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査	令和8年1月27日(火)	

## 2 選挙人名簿登録資格

高槻市で投票できる人は、日本国籍を有し、次の要件をすべて満たした人です。

- 平成20年2月9日までに生まれた人
- 令和7年10月26日までに転入届出をした人で、引き続き高槻市内に住んでいる人

### 【最近住所を変更した人の投票場所】

届出内容		届出日	投票場所	
転入	大阪府外→高槻市	令和7年10月26日以前	高槻市	
		令和7年10月27日以後	前住所地 (※大阪府知事選挙は投票できません)	
転出	大阪府内の他市町村→高槻市	令和7年10月26日以前	高槻市	
		令和7年10月27日以後	前住所地 (※前住所地で3ヵ月以上居住した人)	
転出	高槻市→大阪府外 (※大阪府知事選挙は投票できません)	令和7年10月26日以前 に新住所地に転入届出	新住所地	
		令和7年10月27日以後 に新住所地に転入届出	高槻市 (※高槻市で3ヵ月以上居住した人)	
	高槻市→大阪府内の他市町村	令和7年10月26日以前 に新住所地に転入届出	新住所地	
		令和7年10月27日以後 に新住所地に転入届出	高槻市 (※高槻市で3ヵ月以上居住した人)	
高槻市内で転居届 (高槻市内の引越し)		令和8年1月14日以前	引越し後の投票所	
		令和8年1月15日以後	引越し前の投票所	

※大阪府知事選挙を投票する際に、最寄りの市区町村の住民票を担当する窓口で発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」または、投票所で引き続き大阪府内に住所を有していることを申し出ることが必要です。

## 3 施設において不在者投票ができる期間及び時間

大阪府知事選挙	令和8年1月23日(金)～令和8年2月7日(土) 午前8時30分～午後5時
衆議院議員総選挙	令和8年1月28日(水)～令和8年2月7日(土) 午前8時30分～午後5時
最高裁判所裁判官国民審査	令和8年2月1日(日)～令和8年2月7日(土) 午前8時30分～午後5時

## 4 投票用紙について

種類	投票用紙及び文字色	交付予定日
大阪府知事選挙	白色地に茶色文字	令和8年1月27日(火) 以降
小選挙区選出議員選挙	あさぎ色地に赤色文字	
比例代表選出議員選挙	うす桃色地に黒色文字	
最高裁判所裁判官国民審査	うぐいす色地に黒色文字	

※大阪府知事選挙のみ、上記交付予定日より前に投票用紙の交付が可能です。交付予定日前に大阪府知事選挙の投票用紙のみ交付希望の場合、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

※交付予定日は、令和8年1月27日(火)以降となっていますが、「3 施設において不在者投票ができる期間及び時間」に記載の期間内で投票するようにしてください。

選挙ごとに不在者投票期間が異なります。必ず、不在者投票できる期間内で不在者投票を行うようにしてください。

## 5 不在者投票事務の概略（参考）

1	投票用紙等の仮請求 ※2月7日まで随時	施設等での不在者投票を希望する入居者や入院者（高槻市に住民票がある方のみ）を確認の上、高槻市選挙管理委員会事務局（以下「選管」という。）に【様式1】（請求書）・【様式2】（請求者名簿）を簡易電子申込で、投票用紙等を仮請求してください。
2	投票用紙等の本請求及び受取り ※1月27日～2月7日	簡易電子申込で入力した投票用紙受取希望日時までに選挙人名簿との対照を行います。投票用紙受取希望日時に、【総合センター13階 C1303会議室】まで【様式1】（請求書）及び【様式2】（請求者名簿）の原本を持って、投票用紙等を受け取りに来てください。投票用紙等は、原則手渡しです。
3	投票立会人等の選任 ※不在者投票日まで	事前に、投票立会人等を選任しておいてください。 <u>（投票管理者と投票立会人の兼任は不可）</u> ※外部立会人の選定依頼は、簡易電子申込で【様式6】（外部立会人の選定依頼）の提出をお願いします。
4	不在者投票の実施 ※「3施設において不在者投票ができる期間及び時間」	<b>【投票】</b> 投票用紙等を選挙人に交付し、不在者投票を行います。 ①投票時間は、 <u>午前8時30分から午後5時</u> までです。 ②投票は、左記記載の期間に行ってください。 ③代理投票で投票する場合、 <u>代理記載者及び代理記載者の確認者の2名</u> が必要です。 <b>【外封筒の点検】</b> 外封筒に、選挙人と投票立会人の署名及びその他必要事項が記入されているかどうかを確認してください。 <u>署名が無い場合は投票が無効となります</u> ので、必ず点検してください。
5	選管へ投票用紙等の送致 ※～2月6日まで	投票終了後速やかに【様式4】（不在者投票送致表）・【様式5】（不在者投票事務処理簿）を作成し、投票用紙等と併せて選管【総合センター13階 C1303会議室】へ持参してください。投票用紙等の提出は、原則手渡しです。
<b>選挙終了後</b>		
6	不在者投票管理経費の請求 ※選挙終了後随時	今回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査。大阪府知事選挙に係る不在者投票管理経費については、 <b>大阪府選挙管理委員会 (TEL 06-6944-9118)</b> に直接請求してください。

※ 不在者投票事務の大まかなスケジュールを記載しておりますので、ご参考ください。

## 6 不在者投票の具体的な事務

※各様式は高槻市ホームページからダウンロード可能です。

### (1) 投票用紙等の請求

①高槻市ホームページに掲載の【様式1】(請求書)と【様式2】(請求者名簿)に必要事項を入力して、一括請求してください。

※【様式2】(請求者名簿)を基に選挙人名簿との対照を行います。投票用紙は請求者の「氏名」、「生年月日」、「住所」の3点を確認して交付しますので、必ず正確に記載してください。また、1月15日以降に、入院・入所等により市内で転居された方は、旧住所地での登録になりますのでご注意ください。

※転院等により異なる2つの施設・病院から同一選挙人の請求はできませんので、当該施設・病院間でどちらで投票予定か事前に調整しておいてください。

②投票用紙等を請求する際は、事務手続き(名簿対照等)に時間を要しますので、あらかじめ【様式1】(請求書)と【様式2】(請求者名簿)を簡易電子申込で提出してください。

簡易電子申込で「投票用紙受取希望日時」や「投票日」、「投票済投票用紙提出予定日」は、入力時点での予定で構いませんが、変更になる場合は、選管までご連絡ください。また、簡易電子申込を使用できない施設等は、従来通りFAXで【様式1(請求書)】と【様式2(請求者名簿)】とともに、【様式3】(FAX送信票)に必要事項を記入し、鑑として送ってください。

※追加請求等がある場合

追加請求者のみを記載した【様式1】(請求書)と【様式2】(請求者名簿)をメールで送付し、メールした旨を電話でお伝えください。

メール本文内に投票用紙受取希望日時、投票日、投票済投票用紙提出予定日を記載してください。

※不在者投票期間は、2月7日(土)までです。施設等が指定した投票日以降に入所者等より不在者投票の希望があれば、対応してください。

### (2) 投票用紙等の受取り

①簡易電子申込で入力した投票用紙受取希望日時までに選挙人名簿との対照を行います。

②投票用紙受取希望日時にお渡しできるように準備をします。お手数ですが投票用紙等は選管【総合センター13階C1303会議室】へ直接受取りに来てください。

来庁時に、【様式1(請求書)】及び【様式2(請求者名簿)】の原本を持参し、お控えは各施設等で事前にとっておいてください。

※交付する書類は、「投票用紙」「不在者投票用外封筒」「不在者投票用内封筒」です。全ての交付書類について受け渡し時に枚数確認等をし、受領書を記載していただきますので、お時間に余裕をもってお越しください。

### (3) 投票立会人等の選任

①不在者投票の投票立会人は、不在者投票を行う日までに選任しておいてください。施設等の不在者投票管理者（施設の長）は、投票立会人を選任し、投票に立ち会わせることにより不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています。

※不在者投票管理者は、投票立会人を兼任することができませんのでご注意ください。

②上肢や視覚に障がいのある選挙人から代理投票の申出があった場合は、投票立会人の他に、代理で記載していただく方と、記載された内容を確認する方（合計3人）を選任いただく必要があります。

選管に外部立会人の選定を依頼される場合は、簡易電子申込で投票用紙等の請求をされる際に外部立会人を依頼するにチェックをしてください。【様式1】（請求書）・【様式2】（請求者名簿）と同様、【様式6】（外部立会人の選定について（依頼））の原本を投票用紙受領日に持参してください。簡易電子申込でチェック漏れがあると、ご意向に添えないことがあります。

### (4) 不在者投票の実施

#### 【投票】

①選管から投票用紙等を受領した後、不在者投票を行ってください。

（施設等内での投票用紙等の保管には、必ずかぎのかかる金庫等に保管いただくなど十分にご注意ください。）

②投票記載場所は、投票の秘密が守られるようにご配慮をお願いします。

③投票日は、選管への送致等に掛かる時間を考慮した上で設定してください。なお、設定した投票日以降に新たに選挙人から申出があった場合、不在者投票期間中であれば随時投票を行うことも可能ですので、できる限りご配慮をお願いします。

④投票記載場所や施設等内の他の場所に、候補者名や政党名若しくはそれらを想起させるような文言等が記載された文書等が掲示または放置されていれば、取り外し、撤去していただくようお願いします（表彰状や資格認可書等も含みます。）

⑤不在者投票外封筒に氏名が記載されたバーコードシールを貼付していますので、必ず氏名と選挙人の本人確認を行い、かつ投票用紙に何も記入されていないことを確認した上で選挙人に交付してください。

（不在者投票実施の際の注意事項）

ア 選挙人から疑惑を抱かれるようなこと（特定の候補者への投票を誘導するようなこと等）がないようにしてください。なお、病院、診療所その他の療養施設では、選挙運動のための連呼行為や演説はできませんので、候補者の出入りは禁止されています。また、何人も病室や入所室を選挙運動のために訪問することもできません。

イ 不在者投票の際、候補者名がわからない等の間合せがあった場合は、投票会場の外で選挙公報等をご覧いただくなどして、投票を行っていただくようお願いします。また、投票場所に氏名掲示等を掲載するのは禁止されていますのでご注意ください。なお、選挙公報が配付されるまでの間に投票を実施される場合は、新聞等、候補者名のわかるものを見せていただくなどしてご対応いただきますようお願いします。

## 【外封筒の点検】

投票がお済みになられましたら、次の点を必ず確認してください。

＜不在者投票用外封筒の表面＞（参考1）

- ① 選挙人の氏名が自署されているか（代理投票の場合は、代理記載者が選挙人名を記入してください）。なお代理記載者の氏名は、記入する必要はありません。代理投票を他の通常投票と区別し、事務処理を円滑にするために、外封筒の表面に鉛筆で 印と記入していただいても差し支えありません。

＜不在者投票用外封筒の裏面＞（参考1）

- ② 投票年月日が記され、投票立会人の氏名が自署されているか。  
③ 投票場所や、不在者投票管理者名が記名されているか。（ゴム印可）

※選挙人や投票立会人の署名がないと、投票が無効になりますので、特に注意してください。

※棄権された方の投票用紙等は、必ずそのまま選管へ返還してください。（流用不可）

新たに投票用紙等の請求を希望される方がおられれば、改めて選管へ投票用紙等の請求をしてください。

## （5）投票用紙等の送致（2月6日（金）まで）

外封筒の点検が終われば、投票済と未使用（棄権者分）の投票用紙等を速やかに選管へご送致ください。

※送致に際しては、お手数ですが【様式4】（不在者投票送致表）・【様式5】（不在者投票事務処理簿）の写しを添えて、選管【総合センター13階 C1303会議室】まで、直接ご持参いただくようお願いします。

※代理投票は、その人数を【様式4】（不在者投票送致表）に内訳として記載し、【様式5】（不在者投票事務処理簿）の『代理投票の場合の補助者氏名』欄に記載者等の氏名を記載してください。

※不在者投票は、2月7日（土）までです。2月7日に投票した不在者投票用紙は、2月7日（土）17時までに持参してください。2月6日（金）までに投票した不在者投票用紙は、2月6日（金）17時までに送致してください。

## ※本人請求について【参考】

今回不在者投票指定施設にて行っていただく投票は、大半が施設等の不在者投票管理者が、代理で投票用紙等を請求する「代理請求」となりますが、稀に選挙人本人が不在者投票事由に該当し、選管に直接投票用紙等を請求する「本人請求」での投票を施設等内で希望される場合がございます。以下、簡単に流れをお示ししますので、参考にしてください。

### 本人請求

- ①選挙人本人が「不在者投票宣誓書・請求書」（ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、選管に投票用紙等を請求します。
- ②選管は「不在者投票宣誓書・請求書」を受理すると、不在者投票事由（疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障がい等のため歩行が困難であること）に該当するかどうか

かを確認し、本人あてに投票用紙等及び不在者投票証明書を送付します。

- ③選管から送付された書類を受け取った選挙人は、不在者投票指定施設内の不在者投票記載場所に上記書類を持参し投票手続きを行います。
- ④不在者投票指定施設の事務担当者は、上記選挙人が投票を希望する場合は、持参された不在者投票証明書封筒を開封し、口頭で選挙人に氏名・生年月日を述べさせ、証明書とつきあわせて本人の確認をした上で、投票手続きを行ってもらいます。
- ⑤不在者投票を終えた投票用紙等は施設等内で行われた他の選挙人の投票用紙等と共に選管に送致します。その際、不在者投票事務処理簿に対象者の氏名等を記入の上、必ず不在者投票証明書を併せてお持ちください。

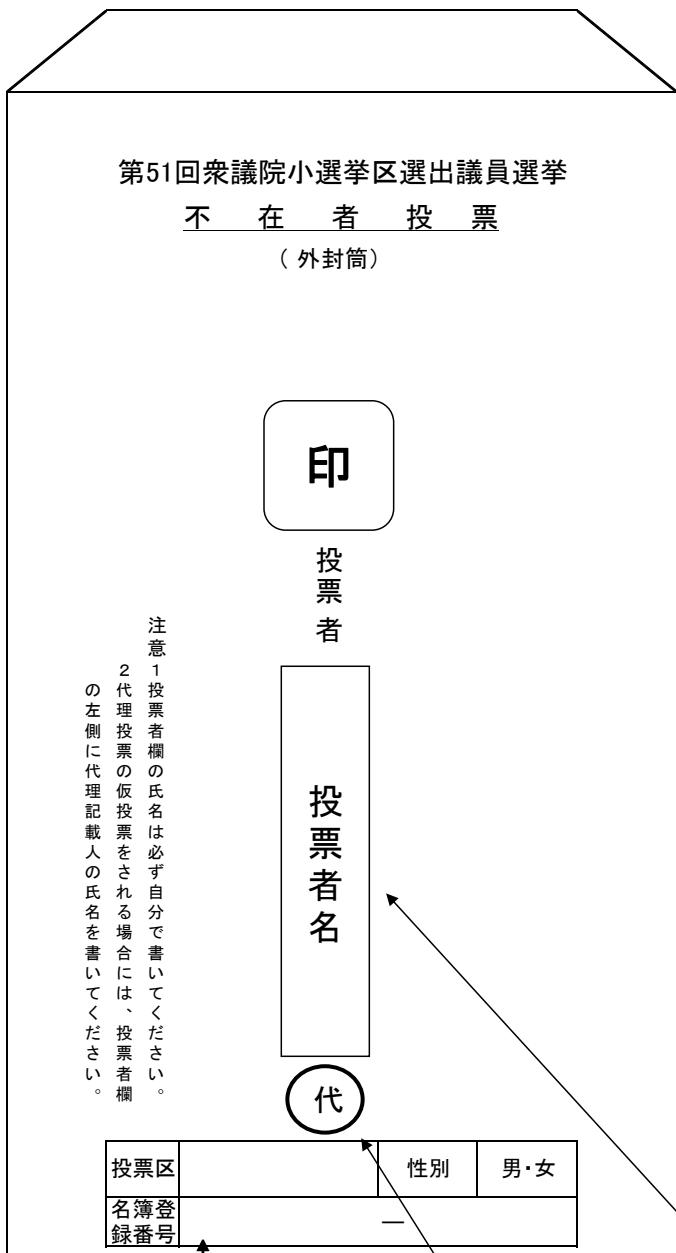
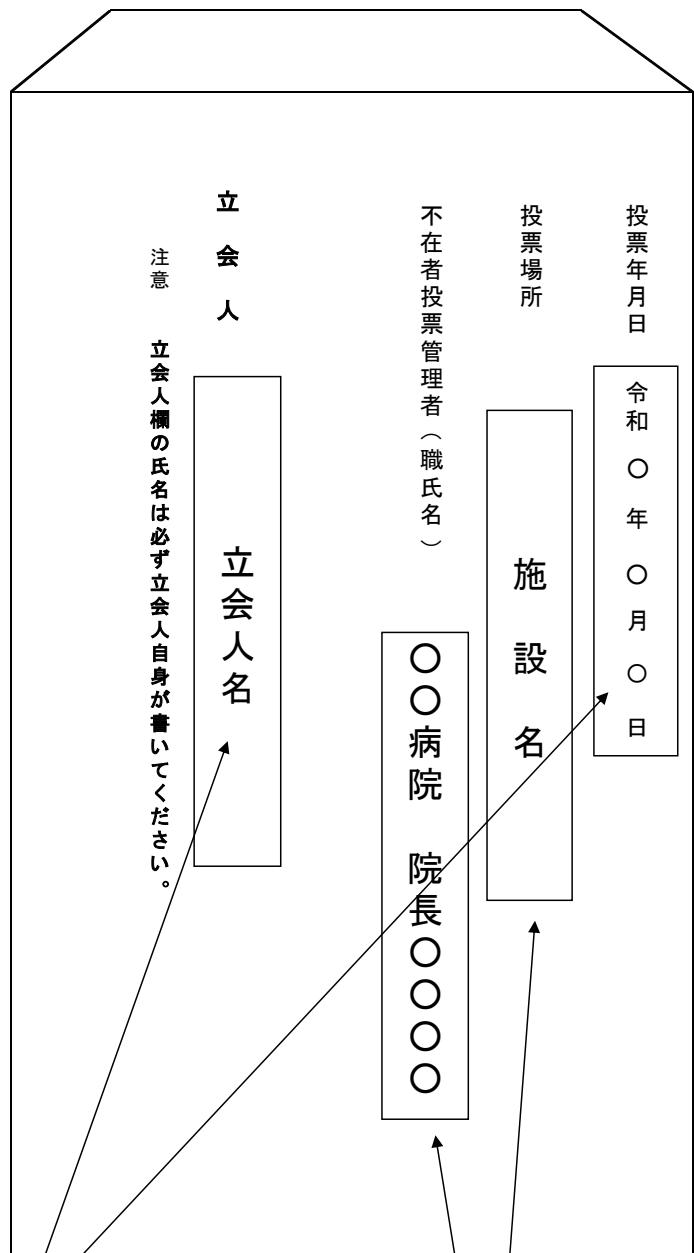
#### (6) 不在者投票管理経費の請求

- ①請求対象人数には、投票しなかった人（投票用紙を請求したが棄権された方等）は含まれないでください。
  - ②金額は、1,236円／人（投票した選挙人一人当たり）です。
  - ③不在者投票管理経費の請求は、「不在者投票管理経費請求書」（注1）により、大阪府選挙管理委員会に請求してください。なお、口座名義人が不在者投票管理者と異なる場合は、委任状（注1）が必要です。
- （注1）第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査並びに令和8年執行大阪府知事選挙の様式は大阪府選挙管理委員会が交付する文書に添付されています。

#### (7) その他投票に関するこ

- ①不在者投票を行うにあたり、投票用紙記載台（1台で二人利用可もしくは身障者用）等の備品が必要な場合は、選管が保有しているものを貸出しいたしますので、貸出日の2日前までにお申出ください。
- ②「不在者投票事務チェック表」（参考2）を添付しておりますのでご活用ください。

## 不在者投票外封筒確認票

外封筒(表)  
(表)外封筒(裏)  
(裏)

ここには選挙人の氏名等を記載したバーコードシールを貼っています。

代理投票は、他の通常投票と区別し、事務処理を円滑にするために、このように記載してください。

担当者の方があらかじめゴム印等を押していただいても結構です。

## 不在者投票事務チェック表

	確 認 事 項	確認欄	備 考
投票前	1. 不在者投票管理者（指定病院等の長）が投票用紙等（投票用紙、不在者投票用内封筒及び同外封筒）の代理請求を行ったか		
	2. 投票用紙等の交付を受けたか (交付された投票用紙の種類・枚数と請求した種類・枚数が一致しているか)		※ 用紙等の保管は、カギの掛かる保管庫へ
	3. 投票記載場所の設備 (1)選挙人の投票の記載が他から見えないよう設備したか		
	(2)不在者投票の会場に候補者の氏名等を記載したポスター等が掲示されていないか		
	4. 投票立会人を選んだか		
投票の手続	5. 代理投票の場合は、2人（代理で記載する者と記載された内容を確認する者）を選んだか		
	1. 選挙人が自署した投票用紙を内封筒に入れ封をし、さらに外封筒に入れて封をさせたか		
	2. 外封筒の表面の記載 (1)選挙人の署名があるか (選挙人の自署が必要です。※代理投票除く。)		
	(2)代理投票の場合、(代)の記載があるか		
	3. 点字投票の場合、氏名も点字で記載されているか		
	4. 不在者投票用外封筒の裏面の記載 (1)投票年月日は記載したか 【知事：令和8年1月23日（金）～2月7日（土）】 【小・比：令和8年1月28日（水）～2月7日（土）】 【国審：令和8年2月1日（月）～2月7日（土）】		
	(2)投票場所及び不在者投票管理者（指定病院等の長）の職及び氏名を記載したか（ゴム印可）		
	(3)立会人の署名（必ず自署）は済んだか		
投票後（送致）	1. 「不在者投票送致表」及び「不在者投票事務処理簿」の記入は済んでいるか		
	2. 投票済の投票用紙は、「不在者投票事務処理簿」順に並べ替えたか		
	3. 投票用紙等は、請求した選挙人全員分を送致できる準備ができているか		※ 追加請求の場合、特にご注意ください。

**※2月6日（金）17時までに投票済投票用紙を送致してください。**